受精卵の保管延長についての説明及び同意書

1. 現在凍結してある受精卵の保管をご本人様方同意のもと延長致します。
2. 保管期間は原則1年間とし、1年ごとご本人の申し出により更新手続きを行います。

又、保管延長は最長でも2回（凍結した日より3年）までか2人目出産までとします。

当院で定める保管期間・料金に変更があった場合には、ご本人（妻携帯）に連絡させて頂きます。

その為、住所・電話番号変更の際は速やかにご連絡をお願い致します。

1. 下記の場合、凍結胚は廃棄とさせて頂きます。

・凍結満了日までご本人よりご連絡及び延長手続きがない場合

・法的婚姻関係が解消された場合（死別・離別）やご夫婦のいずれかが行方不明になった場合

・ご夫婦のいずれかが心身を患い、当院医師が加療困難と判断した場合

・妻の年齢が44歳を超えた場合

1. 下記の場合において凍結保存・保管が困難になる可能性があります。

凍結胚の救済に関し最大限の努力は致しますが、凍結胚の損害賠償に応じる事は出来ません。

・容器の破損、不慮の事故

・天災（地震・台風・水害など）により保管や液体窒素の供給が困難になった場合

・医師の体調不良等により当院の存続、及び加療が困難となった場合

1. 当院もしくはご本人の理由により診療が続けられない場合においては、ご本人様方のご希望により第三者医療機関への情報提供及び凍結胚の移送へご協力致します。
2. 凍結胚の生死については融解して初めてわかるものであり、結果に関し保証できるものではありません。

＊今後、同意書内容の変更の可能性も有ります。お手数お掛けし誠に恐縮ですが、2024年12月1日から2025年1月末まで当院へ保管継続・廃棄の意向に関しご連絡頂けますと幸いです。

･･･・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・･････････････････････

私たちは上記内容に同意し、受精卵の凍結保管延長を希望します。

保管期間は　　　　　年　　　月　　　日までとし、延長の場合は自己申請のもと延長手続きを行います。

期限を過ぎての申請なき場合の凍結胚の破棄に関しては、貴院に一任致します。

又、申請内容に虚偽はありません。

　　　　　年　　　月　　　日

住所　　〒

携帯番号（妻）　　　　　　　　　　　　　　　　　　・（夫）

妻（直筆）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

夫（直筆）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

すこやかレディースクリニック

院長　斎藤憲康　殿